

羽衣国際大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

羽衣国際大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

使命・目的等を学則に定め、簡潔に文章化し「BE the ONE! “かけがえのない存在” たれ!」を標語として、ホームページ等で学内外に示している。個性・特色を反映するため、実践的職業人の基盤づくりを全学的に推進するとともに、教学内容の見直しや社会情勢に対応して、コース制、人材養成の目的、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）等の見直しを行っている。使命・目的、人材養成の目的は役員・教職員の理解と支持を得ており、キャンパスガイドブックで周知することに加えて「羽衣教養検定」を通じて学内での浸透を図っている。大学や社会の状況に合わせて中期計画を随時見直しており、使命・目的、人材養成の目的を踏まえた教育研究組織を設置している。

「基準2. 学生」について

建学の精神及び使命・目的を反映したアドミッション・ポリシーを定め募集要項等で周知し、入学者の選抜を行っている。学修支援として、学部生の授業アシスタントの採用や専任教員のオフィスアワーの設定等を行っている。キャリア教育としてキャリア実習など単位化された授業のほか、地元自治体と連携したインターンシップ、地域と連携した実践教育の「プロジェクト演習」等を用意している。保健室は職員と学校医で対応し、学生相談室には臨床心理士を配置しており、カウンセリングも常時受けることができる。学修環境は適切に整備しており、バリアフリー化については施設・設備修繕計画が立てられている。学修環境に関する学生の意見は「HAGO 意見箱」等によって常時表明できる体制を整え、収集した意見は学生支援課で把握・分析し必要に応じて改善策をとっている。

「基準3. 教育課程」について

大学の使命・目的、人材養成の目的、教育研究上の目的に基づいてディプロマ・ポリシーを策定し、キャンパスガイドブックで周知している。単位認定基準等はディプロマ・ポリシーに基づき定めており、必要単位修得数等の設定やキャップ制度の導入による単位修得の制限を設け、単位認定基準、卒業認定基準を厳正に適用している。カリキュラム・ポリシーに基づき科目を編成し、ディプロマ・ポリシーとの関係性を示した「カリキュラムリスト」を作成している。PBL(Project Based Learning)授業の継続的な実施、全授業を対象としたアクティブ・ラーニングの導入推進、海外研修の実施などを通して教授方法の工夫・開発に努めている。学修成果の評価方法を確立して教育目的の達成状況を関連委員会

で確認し、学修支援につなげている。学生の状況は IR 推進委員会においてアセスメント・ポリシーに基づき分析し、教育目標や学修成果の測定・評価に活用している。

「基準 4. 教員・職員」について

学長が校務全体を統括し、教学マネジメントにおける適切なリーダーシップを発揮するための補佐体制として企画運営本部を設置している。事務組織は規則に基づき役割が明確になっており、教員は設置基準にのっとり適切な人数を配置している。教員採用は原則公募し、能力の有無等を総合的に審査し行っており、昇任は教育研究業績等で判断している。FD 委員会で研修を企画・立案し、教職協働の FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修会を年 2 回実施している。また、オンデマンドで FD・SD 研修会の映像が視聴できる環境を整備している。科学研究費助成事業の採択でインセンティブ制度を設けている。研究環境についてはヒアリングの場を設け整備に努めており、研究倫理については教職員や学生に対する確認・教育の場を設けている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為や事務分掌等を規定し、経営の規律と誠実性を維持しており、財務情報等を学内外に公開している。理事会は最高意思決定機関として、重要事項の審議・決定を行い、評議員会は規則にのっとり諮問された事項の審議を行っている。学長や各部門長も出席する常務理事会は理事会の円滑な運営を支援するとともに、大学の会議内容を法人全体で共有する場となっている。常務理事会、理事会を定期的を開催することにより法人及び大学の相互チェックが機能している。監事は、理事会等に出席し、寄附行為に規定する業務を遂行している。財政面では年度ごとの収支のバランスを的確に確保する中で、特定資産の増殖を行い、安定した財務基盤を確立している。会計処理や監事監査等は規則に従い、適正に実施している。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証については、「羽衣国際大学内部質保証規程」により組織の整備、責任体制を確立している。内部質保証のため改善案の検討を行い、質的水準の向上に努め、改善案等は企画運営本部会議で推進している。自己点検・評価は規則に基づいていないが、事業報告を作成する際に実施している。各部署がデータ等を収集、整理し、IR 推進委員がまとめている。現状把握のため「羽衣国際大学インスティテューショナル・リサーチ推進委員会」と各事務部門が協力して各種調査・データ収集等を行い、アセスメント・ポリシーに基づき「機関レベル」等でアセスメントチェックを実施するなど PDCA サイクルの仕組みを確立している。ディプロマ・ポリシーに基づく教育目的の実現に向けた質の向上に努めており、授業アンケートは教育内容等の改善につなげている。また、認証評価の結果を大学運営の改善・向上につなげている。

総じて、大学は使命・目的に基づき実践的職業人の基盤づくりを全学的に推進し、教育目的に沿った学部・学科・コースを設置している。ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定し、体系的な教育課程を編成している。経営・管理は理事会等のもと、

適切に運営し、自己点検・評価を実施することにより内部質保証に取り組んでいる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携」「基準 B.デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的、人材養成の目的及び教育研究上の目的を学則に具体的に明文化し、簡潔に文章化するとともに「BE the ONE! “かけがえのない存在” たれ！」を標語として掲げ、ホームページ、キャンパスガイドブック等を通じて学内外に示している。

個性・特色を反映するため、カリキュラムを中心とする「オンキャンパス＝学内」学修や産官学地連携型授業であるプロジェクト演習等の「オフキャンパス＝学外」学修を連動させ、実践的職業人の基盤づくりを全学的に推進している。

教学内容の見直しや社会情勢に対応して、コース制、人材養成の目的、三つのポリシーの見直しを行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的、人材養成の目的は、教授会等で審議され、役員・教職員の理解と支持を得ている。

使命・目的、人材養成の目的をホームページに掲載するとともに、学内では毎年度新入生と教職員全員に配付するキャンパスガイドブックで明示するほか、「羽衣教養検定」を通じて浸透を図っている。

使命・目的、人材養成の目的を達成するため、計画期間中においても大学や社会の状況に合わせて中期計画を随時見直している。

使命・目的、人材養成の目的を踏まえて三つのポリシーを定めるとともに、2学部4学科の教育研究組織を設置し、基盤教育の充実を図るために、「共通教育開発センター(CSD)」を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び使命・目的を反映したアドミッション・ポリシーを作成し、学生募集要項やホームページ等で周知している。

面接試験でアドミッション・ポリシーについての理解を問うなど、アドミッション・ポリシーに基づいた入学者の選抜方式の採用・実施を行っている。また、入試委員会が入学定員充足率、入学者数、オープンキャンパス参加者数を確認するなど、選抜方式の検証を行っている。

入学定員に沿った適切な学生受入れ数も、定員の変更等によって維持されている。オープンキャンパスの追加や指定校の追加、高校訪問のエリア拡大や訪問校数の追加などにより出願者数や入学者数の向上に努めている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

第Ⅱ期中期計画で掲げられた「教育力は教職協働力」という教育モットーのもとに、各種委員会組織と事務局組織が協働する学修支援体制を整備している。

クラスアドバイザーが一人当たりで抱える学生数に偏りがあるが、教員間でサポートする体制が整っている。TA の代わりに学部生を授業アシスタントとして採用する制度を設けており、学修支援が充実している。専任教員についてはオフィスアワーを設けている。

〈参考意見〉

○学修支援の観点から、学生が非常勤の教員と連絡を取るための手段を確保することが望まれる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

段階に応じたキャリア実習やインターンシップなど単位化された授業のほか、地元自治体と連携したインターンシップも用意しており、キャリア教育のための支援体制を整備している。また、地域と連携した実践教育の授業である「プロジェクト演習」、課外受講する「夢支援プログラム」など、地元での就職につながるカリキュラムやプログラムを置いている。

キャリア支援課での個人面談や対策講座、就職支援セミナーなどサポート体制を整備している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生支援課が日常的な学生サービス、奨学金支援、課外活動支援、心身の健康管理、留学生の支援などを行う一方、学生サービスに関する重要事項は学生支援課職員などで構成する教学委員会で審議しており、学生支援の体制が整っている。

大学独自の給付型奨学金を新たに創設したほか、留学生の入学金や授業料の減免制度を設けるなど、学生に対する経済的支援制度が整っている。また、強化指定クラブに対する経済的支援など、課外活動への支援も行っている。

保健室の運営については、担当職員と学校医の協力体制で対応しており、職員・学校医・教員・学生・学生の家族の間を仲介するコーディネーターの配置を検討中である。また、学生相談室には臨床心理士を配置しており、カウンセリングも常時受けることができ学生への支援が充実している。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のための施設・設備を適切に整備し、マルチメディアスタジオ、映像編集室、コンテンツルーム、調理実習室、給食経営管理実習室など学科特有の施設を有効に活用している。

図書館の利用数は減少傾向にあるものの、設備面や蔵書数は十分な状況である。

バリアフリー化については未着手であった箇所でも令和 5(2023)年度に工事を行っている。また、令和 9(2027)年度までの施設・設備の修繕計画を立てている。

いずれの学科においてもクラスサイズは授業形態に応じて適切な規模に調整している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業に関する意見については、授業アンケートをウェブサイト上で実施しており、集計結果を迅速に担当教員と学生にフィードバックする体制が整っている。

学修環境に関する学生の意見はポータルサイトに設置された「HAGO 意見箱」や学友会が設置している「目安箱」によって常時表明できる体制が整っている。「HAGO 意見箱」

への投稿内容は学生支援課で把握・分析し、必要に応じて改善策をとっている。学友会とも懇談会を開催し、学友会からの意見は教授会や職員会議で共有された後、対応の検討を行っている。

心身に関する健康相談については、配慮願の申請や学生相談室の設置など、学生生活に対する意見をくみ上げる体制を整備しており、経済的支援についても支援金の申請制度が整っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に大学の使命・目的、人材養成の目的、教育研究上の目的を明記しており、これらに基づいてディプロマ・ポリシーを策定し、キャンパスガイドブック等にまとめており、学内外に周知している。単位認定基準、卒業認定基準をディプロマ・ポリシーに基づいて定め、シラバスに記載し、周知している。進級制度はとっていないが、ゼミなどを履修するための必要単位修得数などの設定やキャップ制度の導入による単位修得の制限を設け、単位認定基準、卒業認定基準を厳正に適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育研究上の目的に基づき策定されたディプロマ・ポリシーを基盤としてカリキュラム・ポリシーを策定し、科目編成を行っている。また、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係性を示した「カリキュラムリスト」を作成し、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を担保している。カリキュラム・ポリシーはホームページやキャンパスガイドブック等で学内外に公表している。教養教育は、全学共通の基盤教育科目と学科ごとの専門教育科目で構成されている。近隣自治体や企業、NPO、地域団体などとの連携による PBL 授業の継続的な実施、全授業を対象としたアクティブ・ラーニングの導入推進、海外研修の実施などを通して、教授方法の工夫・開発と効果的な実施に努めている。コース制の運用により、学生が将来像をイメージしやすくするとともに、学生募集状況の改善にもつながっている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の評価方法を確立しており、それに紐付いて作成されたカリキュラム・ポリシーに基づいて授業科目を配置し、各授業科目の成績評価の結果により教育目的の達成状況を教員が把握している。達成状況は教学委員会等の関連委員会で確認し、共有することで学修支援につなげている。学生の状況は新たに設置された IR 推進委員会においてアセスメント・ポリシーに基づき分析し、教育目標や学修成果の測定・評価に活用している。学生アンケートについては、ウェブポータルサイトへの変更に伴い、アンケートの回答内容を教員がリアルタイムで確認し、学生に対するフィードバックや授業内容・方法の改善に活用している。また、授業へのアクティブ・ラーニングや DX 技術の導入を積極的に行っており、FD・SD 研修会により、全学的に授業の改善に取り組んでいる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定体制は学則に規定し、学長の校務決定権を明確化しており校務全体を統括している。また、教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップを発揮するための補佐体制として、学長、副学長、学部長、学科長、共通教育開発センター長、大学事務局長、大学事務局次長を構成員とする企画運営本部を設置し、毎月の企画運営本部会議において重要事項を検討の上、教授会や職員会議で報告・共有を徹底している。副学長の権限も規則により明確化し、適切に権限を分散している。

事務組織は職務分掌規程と職務権限規程に基づき役割を明確にし、情報共有と協力体制の強化を図っている。

各会議体を通じたトップダウンとボトムアップの意思決定体制を推進し、教育研究の改善と大学全体の課題への取組みを進め、機動的な組織運営を行うことに努めている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準にのっとり適切な教員数を配置している。教員採用は原則公募し、大学の使命・目的、人材養成の目的を担うにふさわしい能力の有無、必要な資格、実績や業績などを総合的に審査し行っている。昇任は教育研究業績、貢献度、自己評価と上位職評価で総合的に判断している。

FD・SD研修会を年2回実施し、教職協働で行っている。遠隔授業の導入を契機に、教育DXや反転授業を推進するとともに、授業相互参観制度を通じて教育方法の改善を図っている。なお、授業相互参観制度については、参観後に提出するレポートの様式から点数評価を削除し、自由記述に重点を置くなどの変更や公開授業科目の拡充を行うことにより、柔軟かつ効果的な取組みとなるよう努めている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員研修については、新任対象研修、全職員研修、全教職員研修を行っている。外部団体が実施している研修にも職員の参加を促しており、参加した職員に対しては「研修報告書」の作成を課している。

FD 委員会を中心とした組織的な研修の企画・立案を行っており、毎年 2 回の FD・SD 研修は職員も参加対象とし、参加を通じて教職員の連携を深める機会となっている。研修を欠席した教職員のフォローとして、オンデマンドで、FD・SD 研修開催当日の映像が視聴できるなど、もれなく研修を受講できる仕組みを整備している。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

科学研究費助成事業の採択で個人研究費増額のインセンティブ制度を設けており、科学研究費助成事業の申請件数、採択率の向上に努めている。科学研究費助成事業の間接経費の取扱いは、全学的に公正・公平な使用計画を策定している。研究環境については、大学各部署の責任者からのヒアリングや学生からは学友会の懇談会で必要に応じてヒアリングの場を設けるなど、整備に努めている。教職員や学生に対しても研究倫理に対する確認・教育の場を設けており厳正に対応している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、事務分掌、経営倫理綱領、公益通報に関する規則等を定めて経営の規律と誠実性を維持しており、財務や教育研究の情報は、学内外に広く公開している。

「愛真教育」に基づく人材育成を使命・目的とし、それを実現すべく5年ごとに中期計画を策定し、進捗状況を全学で確認しながら中期計画を遂行している。教育研究活動の充実に向け令和5(2023)年度からは第IV期中期計画を策定・遂行している。

環境保全に関しては、電力デマンド監視システムを導入し、環境負荷低減に努めている。

人権に関しては、「羽衣国際大学ハラスメントの防止等に関する規程」を整備し、研修会を実施している。各部署には相談員を配置し、対応体制を確立している。危機管理規程に基づき対応体制を整備するとともに、避難訓練の実施や防災マニュアルを整備し、災害時に備えて備蓄を行うなど、安全への配慮を行っている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事は寄附行為に基づき選任し、最高意思決定機関として学内外の理事で構成する理事会を定期開催し、重要事項の審議・決定を行っている。

常務理事会は理事会の円滑な運営を支援し、評議員会は規則にのっとり諮問された事項の審議を行っている。理事の理事会への出席状況は良好であり、書面出席者についても審議事項の議案ごとに意見を選択できるようになっており、書面出席者の意見等を反映できるよう適切な運営を行っている。

寄附行為等の各規則にのっとり、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。

機動的・戦略的な意思決定ができるよう定期的な企画運営本部会議等で情報や課題の共有を行い、業務執行体制の充実に努めている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

企画運営本部会議に法人事務局長、課長が陪席して法人と大学の情報共有を図っている。

常務理事会は学長や各部門長も出席し、大学の会議内容を法人全体で共有する場として機能しており、理事会の審議事項をあらかじめ協議し、意思決定や管理部門と教学部門の連携を図っている。法人と大学間の情報共有を強化するために企画運営本部会議や職員会議も定期的開催し、企画運営本部会議、教授会、職制会議、職員会議とそれぞれの会議体で意見をくみ上げるほか、学長や事務局長が教職員の個別相談にも対応しており、全教職員が意見や提案を行う場が与えられている。常務理事会、理事会を定期的開催することにより法人及び大学の相互チェックが機能している。

監事は、理事会及び評議員会に出席し、寄附行為に規定する業務を遂行している。会計業務監査、財産状況監査では、事務担当者との意見交換を行い、情報収集を図っている。毎年度決算時には、監査報告書が理事会、評議員会に報告されており、相互けん制機能を十分果たしている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

第IV期中期計画と法人・大学・中学校・高等学校の部門別の年次計画表を策定しており、中期計画の内容が明瞭となっている。

中期計画と合わせた法人全体の財務シミュレーションは、部門別の経理責任者が、各部門の財務シミュレーションを作成し、それを法人が取りまとめ根拠資料の確認を経て作成されている。年度ごとの収支のバランスを的確に確保する中で、特定資産の積増しを行い、安定した財務基盤を確立している。

外部資金については、文部科学省の大学改革推進や施設設備費等の補助金を獲得している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づいた、「学校法人羽衣学園経理規程」「学校法人羽衣学園経理規程施行細則」「学校法人羽衣学園固定資産及び物品管理規程」等の諸規則にのっとり、会計処理を適正に実施している。

会計監査は、監事監査と公認会計士監査の体制で実施し、監事監査は寄附行為第 13 条に基づき、理事会・評議員会での報告や、月次会計報告で内容を確認し、公認会計士監査は私立学校振興助成法第 14 条に基づき、計算書類の書式や書類間の関連性及び帳簿・帳票の内容確認を行っている。

予算執行に関しては、当初予算額と決算額とのかい離がないよう、毎年度 11 月に検証しており、必要に応じて補正予算を編成している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証については、「羽衣国際大学内部質保証規程」により趣旨及び目的並びに計画の項目を定め、内部質保証のための組織を整備し、責任体制を確立している。

内部質保証のために「羽衣国際大学内部質保証推進委員会」「羽衣国際大学インスティテューショナル・リサーチ推進委員会」を設置し、各学部・学科、各委員会、関連部署から情報収集、分析を行い改善案の検討を行っている。

学長の責任のもと、各委員会を中心とした全学の諸活動を網羅的に検証し、質的水準の向上と保証に努め、改善案の企画立案、実施は企画運営本部会議で全学的に推進しており、内部質保証のための責任体制を確立している。

〈参考意見〉

○内部質保証に関する全学的な方針を明確に定めることが望まれる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価は機関別認証評価の評価を受けた前年度を除き、体制や評価項目等を「羽

衣国際大学自己点検・評価委員会規程」に基づき実施していないが、事業計画に基づく事業報告の作成時に実施し教授会において報告し、ホームページで公表している。

教育内容や履修状況等については教務支援課が、学生支援や休学・中途退学や除籍の動向、出欠状況等については学生支援課のほか、各部署がそれぞれのデータ及び資料を収集・整理し、IR推進委員がまとめている。

大学の現状把握のため「羽衣国際大学インスティテューショナル・リサーチ推進委員会」と各事務部門が協力して各種調査、データの収集と分析を行い、関連委員会や教授会、企画運営本部会議等を通じて教職員が共有できる体制を整備している。

〈改善を要する点〉

○自己点検・評価については、大学機関別認証評価の前年度を除き、事業計画に基づく事業報告を作成する際に行っているとしているが、「羽衣国際大学自己点検・評価委員会規程」で規定する体制、評価項目に基づいて実施されていないため、改善が必要である。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

アセスメント・ポリシーに基づき内部質保証推進委員会において学部・学科の教育面での点検・評価と「機関レベル」「教育課程レベル」「科目レベル」でアセスメントチェックを行うなど PDCA サイクルの循環の仕組みを確立している。

「履修ガイドブック」に年次配当表を記載し、ディプロマ・ポリシーに基づく教育目的の実現に向けた質の向上に努めている。

授業アンケートはポートフォリオシステムを使用し、中間アンケートを実施した教員は、その結果を自ら検討した上で、必要に応じて学生に説明しているほか、教育内容・方法の改善につなげている。

認証評価の結果を踏まえ、学生募集状況の改善のためコースの再編を行うなど大学運営の改善・向上に努めている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携

A-1. 「主体的に行動する実践的職業人の育成」のための地域における諸活動

A-1-① プロジェクト演習の展開

A-1-② 夢支援・公務員養成プログラム

- A-1-③ 夢支援・教員養成プログラム
- A-1-④ 夢支援・エアライン対策プログラム
- A-1-⑤ 地元自治体との連携について

A-2. 大学の知的財産の社会への還元活動

A-2-① 生涯学習の機会と場の創出

【概評】

大学の使命・目的として「これからの共生社会において主体的に行動する実践的職業人の育成」を挙げており、それを実現するために以下の取組みを行っている。

PBL 授業としてプロジェクト演習を展開している。地域・社会から広く課題の募集を行い、毎年、さまざまなテーマでプロジェクトが採択され、実行されている。履修する学生にとっても、社会とつながることができる場となっている。成果物の作成と成果報告が義務付けられており、成果を目に見える形で発信するため、学生にとっては学修効果が高く、地域への貢献も果たしている。

「夢支援プログラム」として、公務員や教職等の採用試験の対策を重点的に実施している。本プログラムは、意欲のある学生の希望職種への就職に結びついており、大学の満足度向上につながっている。

大阪府堺市西区、高石市、泉大津市、忠岡町の4市区町村との包括連携協定及び和歌山県湯浅町との「大学のふるさと」協定を締結し、自治体との連携・貢献活動を実施している。

教職員の知識や経験などを地元に戻元する地域連携活動に力を入れており、生涯学習の機会を提供している。これは、学生の専攻の学びを社会で実践する機会となっている。

コースや学科横断のプロジェクトも実施しており、多角的観点からの課題解決力などが評価され、リピート率も高く、地元で支持されている。

基準B. デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進

B-1. 教育イノベーションとしてのDX推進計画

- B-1-① DX推進計画3か年計画(2021年～2023年)
- B-1-② 反転授業、動画レポート
- B-1-③ 2024年度以降の新DX推進計画

【概評】

「DX推進計画3か年計画(2021年～2023年)」として授業方法の質的転換、反転授業化を確実に実行するための教育環境の整備、学修の進捗状況を管理分析するシステムの構築、「Be the One 動画レポート」の構築を遂行している。

反転授業は、初年度末のDX研修、以降はFD・SD研修によって事例共有を行っている。

「Be the One 動画レポート」は、「Be the One シート」のオーラル版として、学修成果の可視化を目的としており、年次進行に従い作成させることで3年間の学びの「ショーケー

ス」として、就職面接対策につなげることを想定して取組ませている。なお、動画アップロード率が今後増加することを期待する。

令和 6(2024)年度以降の新 DX 推進計画は、外部委員を含む検証委員会で成果検証を行い授業改善に取り組む予定である。なお、反転化の実施前の平成 31(2019)年度の授業外学修時間は 4.6 時間であったが、「DX 推進計画 3 か年計画 (2021 年～2023 年)」の最終年度である令和 5(2023)年度には 6.6 時間であったことは一定の成果の現れと考えられ、特筆すべき点である。

